

平成 19 年 1 月 22 日

歯科医師臨床研修推進検討会（第 1 回）における報告事項

日本歯科医師会常務理事・江里口 彰

歯科医師臨床研修の趣旨

- ・ 基本的・総合的診療能力を身につける
- ・ 地域保健・医療の実施
- ・ 病診連携の理解と実践
- ・ 診療所における医療安全管理の理解
- ・ より多くの症例の経験と実践

1) 臨床研修施設群方式の推進の方策について

- (1) 協力型臨床研修施設（3ヶ所が妥当）をグループ化しての登録が出来るようとする。
主たる研修施設の決定と共にプログラムは必要。
- 歯科診療所は 1 名の常勤歯科医師しかいないところがほとんどである。
 - 2 名以上の歯科医師がいるところでも診療所においては突発的な事情から研修施設として研修医を受け入れられなくなるケースがある。
 - 臨床研修の趣旨から、1 研修施設、かつ 1 年という短期間では症例数や専門性の習得に限界がある。
 - 医科との決定的な違いであるが、研修医がその診療室での収益を上げることがきわめて困難であり、医院（院長）にかかる経済的負担が大きな問題となる。
- (2) 現在、歯科医師臨床研修制度が法制化された事の国民への PR が継続的になされていない。
- 日本歯科医師会にも問題があるが開業医自身、研修医に対する関心が薄い。
 - 研修医が診療する場合、院長がそのことを患者に説明するという、責任（業務）が課せられ、患者を納得させることができ大きな負担となっている。また、患者さんと研修医の信頼関係をどのように築いていくかについても再考が必要ではないか。
- (3) 各研修施設および指導歯科医の定期的な研修
- 各研修施設の特徴を出すことを旨としているが、基本的なプログラムの共有化で医療機関の負担が少なくなる。
 - 医療安全、患者とのコミュニケーション指導法の統一化。
 - 日歯の生涯研修セミナーの充実。

(4) 地域保健・医療の実施においては各都道府県歯科医師会と行政の共同事業が多く、研修施設の認可もこれらを勘案して行うことが望ましい。

- 未入会者は国民に対する医療、特に医療安全などの責任団体がないため、その質の担保が困難であることから、平成18年2月8日付 歯科医師臨床研修制度推進臨時委員会の最終答申どおり、都道府県歯会長の推薦状、またはこれ以上の権限のあるものが望ましい。

2) 臨床研修管理委員会の役割

- 研修医、研修施設からの十分な情報収集とその分析。
- 臨床現場の生の声を反映して、これから育っていく若い歯科医が希望を持てるようなプログラム作成の助言。